

令和2年度ネットリサーチ「動物愛護」に関するアンケート結果報告書

■結果のポイント

- 犬や猫の殺処分に対する考え方については、「殺処分は避けたいが、譲渡が困難（治癒する見込みのない疾病に罹患している、噛み癖があり安易に譲渡できない等）である場合、やむを得ない」が53.0%で最も高い。
- 殺処分を減らすために必要と考える取組については、「飼い犬・飼い猫の所有者明示（鑑札, 迷子札, マイクロチップ）の装着の推進」が54.6%で最も高く、次いで「不妊去勢手術の徹底」が53.2%と続く。

■調査結果の概要

1 動物指導センターのイメージ

◇ 「動物指導センターを知らない」が45.5%で最も高く、次いで「犬や猫を保護、収容するところ」が20.5%と続く。

まず初めに、以下の内容をお読みになってから、お答えください。

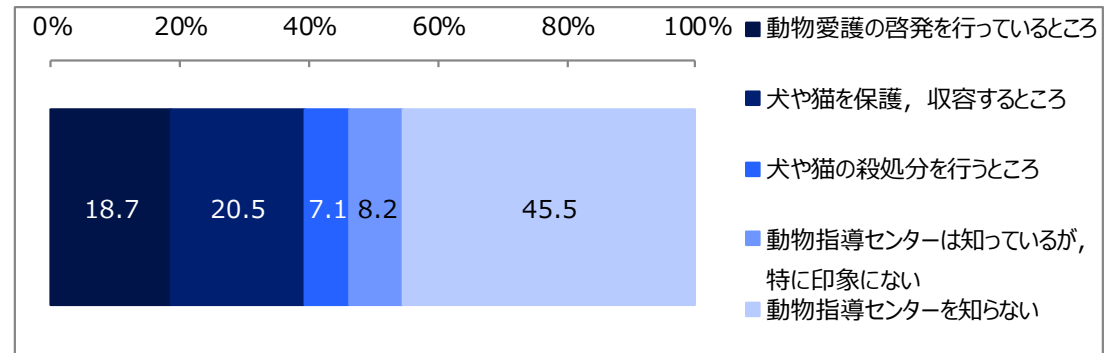
茨城県では「動物愛護」について取組を行っています。(参照：ホームページURL：<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/kankyo/animal.html>)

また、動物愛護意識の普及啓発のため、パンフレット等の啓発資料の作成や、イベント実施等による活動を行っています。

Q1.茨城県では動物愛護に関する業務を行う機関として「茨城県動物指導センター」を設置しておりますが、どのようなイメージをお持ちですか。次の中から、一番近いものを1つだけ選んでください。

SA

	%	n
全体	100.0	1000
動物愛護の啓発を行っているところ	18.7	187
犬や猫を保護、収容するところ	20.5	205
犬や猫の殺処分を行うところ	7.1	71
動物指導センターは知っているが、特に印象がない	8.2	82
動物指導センターを知らない	45.5	455



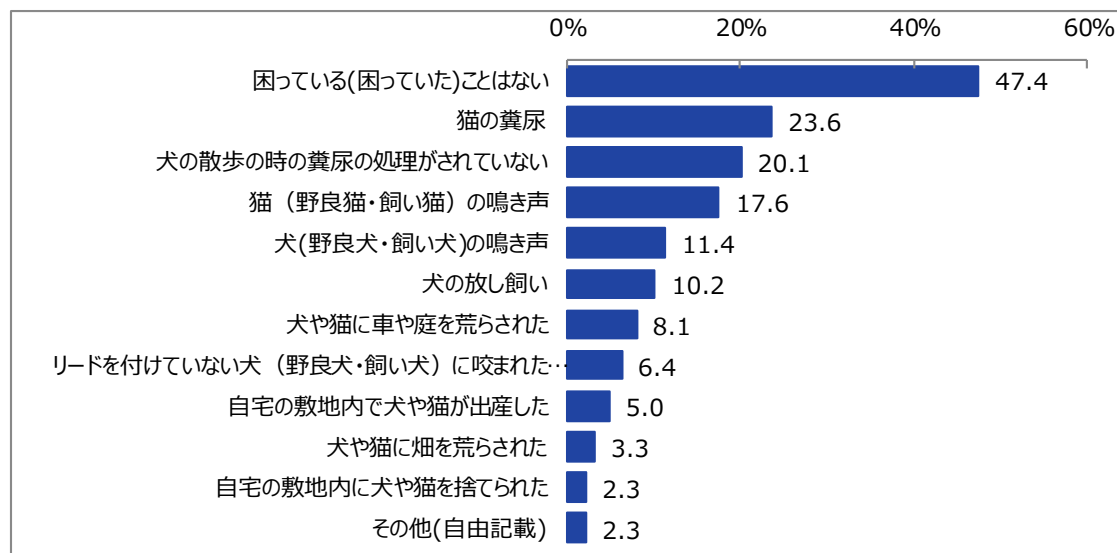
2 犬や猫で困っていること

- ◇ 全体では、「困っている（困った）ことはない」が47.4%で最も高い。
- ◇ 困っている（困ったことがある）中では、「猫の糞尿」が23.6%で最も高い。

Q2.犬や猫で困っている（困ったことがある）ことはありますか。次の中から、あてはまるものをすべて選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	1000
困っている(困っていた)ことはない	47.4	474
猫の糞尿	23.6	236
犬の散歩の時の糞尿の処理がされていない	20.1	201
猫（野良猫・飼い猫）の鳴き声	17.6	176
犬(野良犬・飼い犬)の鳴き声	11.4	114
犬の放し飼い	10.2	102
犬や猫に車や庭を荒らされた	8.1	81
リードを付けていない犬（野良犬・飼い犬）に咬まれた（咬まれそうになった）	6.4	64
自宅の敷地内で犬や猫が出産した	5.0	50
犬や猫に畑を荒らされた	3.3	33
自宅の敷地内に犬や猫を捨てられた	2.3	23
その他(自由記載)	2.3	23



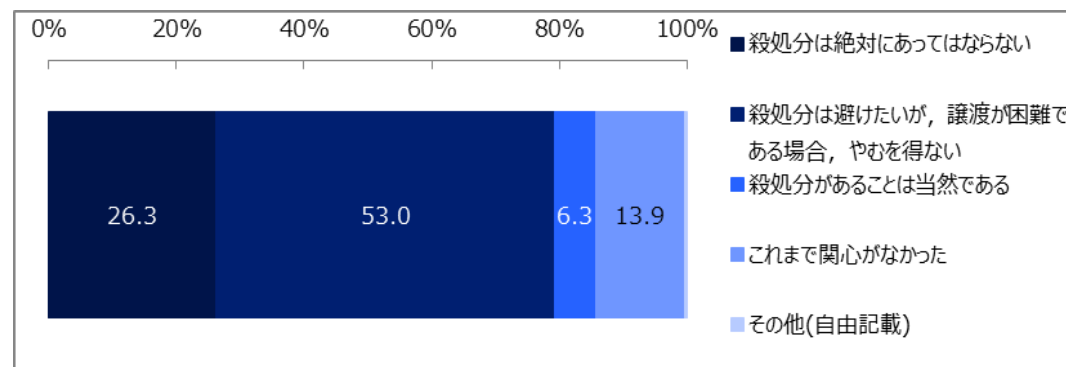
3 犬や猫の殺処分に対する考え方

- ◇ 「殺処分は避けたいが、譲渡が困難（治癒する見込みのない疾病に罹患している、噛み癖があり安易に譲渡できない等）である場合、やむを得ない」が53.0%で最も高く、次いで「殺処分は絶対にあってはならない」が26.3%と続く。

Q3.茨城県では飼い主から引き取った犬や猫，捕獲した犬をやむを得ず殺処分とすることがあります。犬や猫の殺処分についてどう考えますか。

次の中から、一番近いものを1つだけ選んでください。

SA	%	n
全体	100.0	1000
殺処分は絶対にあってはならない	26.3	263
殺処分は避けたいが、譲渡が困難（治癒する見込みのない疾病に罹患している、噛み癖があり易に譲渡できない等）である場合、やむを得ない	53.0	530
殺処分があることは当然である	6.3	63
これまで関心がなかった	13.9	139
その他(自由記載)	0.5	5



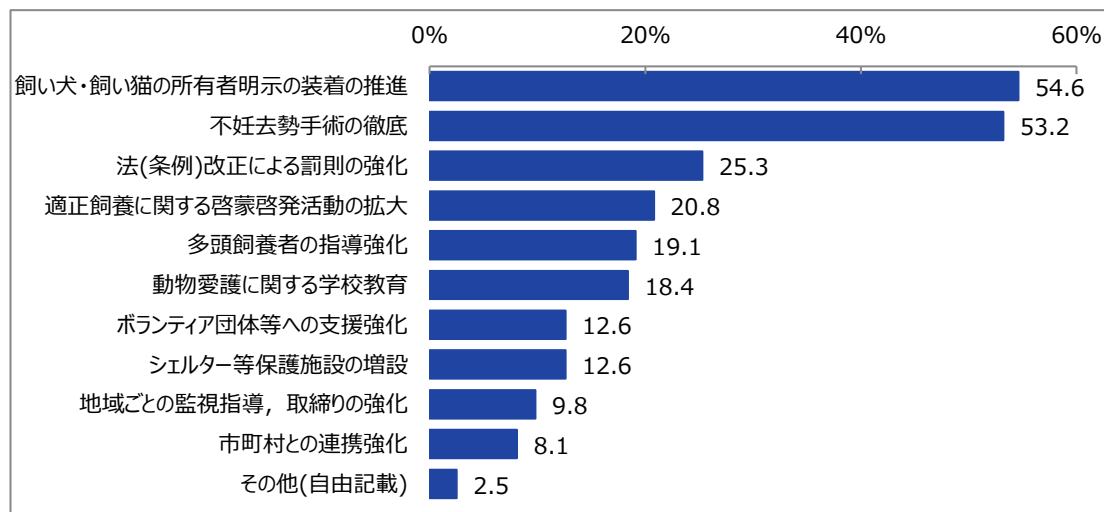
4 殺処分を減らすために必要な取組

◇ 「飼い犬・飼い猫の所有者明示（鑑札, 迷子札, マイクロチップ）の装着の推進」が54.6%で最も高く、次いで「不妊去勢手術の徹底」が53.2%と続く。

Q4.動物指導センターで殺処分される犬や猫の頭数を減らすために、必要なことは何だと考えますか。次の中から、あてはまるものを3つまで選んでください。

MA

	%	n
全体	100.0	1000
飼い犬・飼い猫の所有者明示の装着の推進	54.6	546
不妊去勢手術の徹底	53.2	532
法(条例)改正による罰則の強化	25.3	253
適正飼養に関する啓蒙啓発活動の拡大	20.8	208
多頭飼養者の指導強化	19.1	191
動物愛護に関する学校教育	18.4	184
ボランティア団体等への支援強化	12.6	126
シェルター等保護施設の増設	12.6	126
地域ごとの監視指導, 取締りの強化	9.8	98
市町村との連携強化	8.1	81
その他(自由記載)	2.5	25



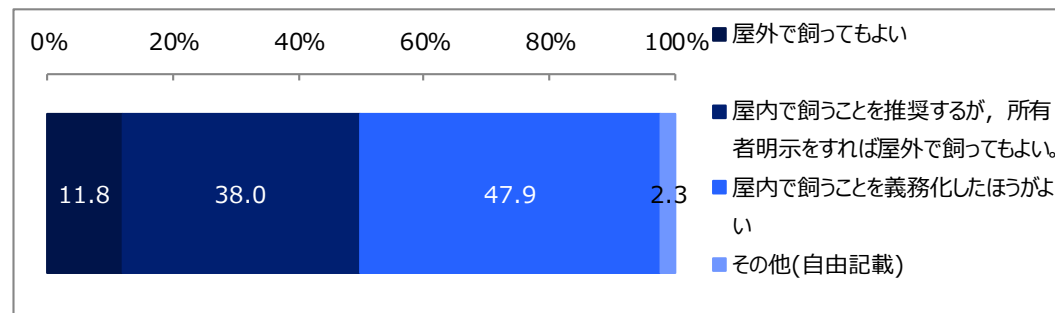
5 猫の屋外飼養に対する考え方

◇ 「屋内で飼うことを義務化したほうがよい」が47.9%で最も高く、次いで「屋内で飼うことを推奨するが、所有者明示をすれば屋外で飼ってもよい」が38.0%と続く。

Q5.茨城県では「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しており、猫の飼い主に対し、屋内で飼うよう努力義務が規定されていますが、現状では、猫が屋外で飼われることにより望まない命が生まれることや交通事故が後を絶ちません。あなたは、猫が屋外で飼われることについてどう思いますか。次の中から、あてはまるものを1つだけ選んでください。

SA

	%	n
全体	100.0	1000
屋外で飼ってもよい	11.8	118
屋内で飼うことを推奨するが、所有者明示をすれば屋外で飼ってもよい。	38.0	380
屋内で飼うことを義務化したほうがよい	47.9	479
その他(自由記載)	2.3	23



6 地域猫活動に対する考え方

☆ 「取組は理解するが、自分は参加したくない」が69.1%で最も高い。

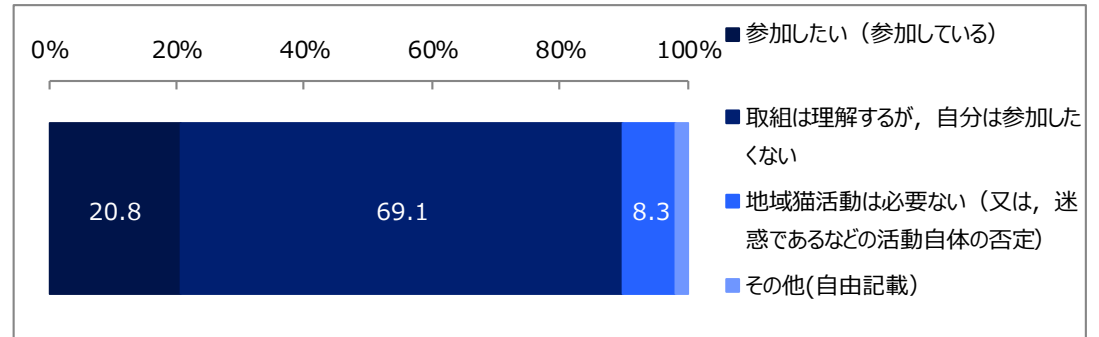
続いて、以下の内容をお読みになってから、お答えください。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施し、周辺美化等のルールに従い、地域住民が飼養管理することです。

Q6.茨城県では「地域猫活動推進事業」として、地域住民が取組む地域猫活動に関し、不妊去勢手術費用の助成を行っています。地域猫活動についてどう思いますか。次の中から、あてはまるものを1つだけ選んでください。

SA

	%	n
全体	100.0	1000
参加したい（参加している）	20.8	208
取組は理解するが、自分は参加したくない	69.1	691
地域猫活動は必要ない（又は、迷惑であるなどの活動自体の否定）	8.3	83
その他(自由記載)	1.8	18



■調査の目的

本県では、「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」が制定され3年が経過し、犬猫の殺処分頭数は減少しているものの、更なる動物愛護の推進が必要である。また、条例を踏まえ予算化された「犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業」について、より効果的な施策を検討するため、県民の皆様のご意見や抱えている問題、必要とされる施策について調査をする。

■実施概要

- ・実施期間 令和2年6月12日～19日
- ・サンプル数 茨城県常住人口調査（令和2年4月1日現在）に基づく性別・年代・居住地（5地域）の割合で割り付けた18歳以上の県民1,000サンプル

回答者数（人）

		県北	県央	鹿行	県南	県西	計
全体		205	160	96	348	191	1,000
性別	男性	106	80	51	178	99	514
	女性	99	80	45	170	92	486
年代別	18～29歳	33	27	17	65	33	175
	30歳代	34	28	17	62	32	173
	40歳代	46	37	21	81	42	227
	50歳代	45	33	19	69	38	204
	60歳代	47	35	22	71	46	221

県北：日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，那珂郡，久慈郡

県央：水戸市，笠間市，小美玉市，東茨城郡

鹿行：鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市

県南：土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市，つくばみらい市，稲敷郡，北相馬郡

県西：古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，桜川市，結城郡，猿島郡

(注)

1. 「ネットリサーチ」の回答者は、民間調査会社のインターネットリサーチモニターであり、無作為抽出された調査対象者ではない。
2. 割合を百分率で表示する場合は、小数点第2位を四捨五入した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
3. 図表中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。